

れいわ ねん どだい かいよこはましょうがいしゃしきくすいしんきょうぎかいざろく 令和7年度第2回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
にち 日 時	れいわ ねん がつ にち げつ じ ふん ご じ ふん 令和7年10月31日(月) 午後2時01分～午後4時00分
かいさいばしょ 開催場所	よこはまし し ちょうしゃ かい 横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室
しゅつ せき しや 出席者	あべいいん いいやまいん うちじまいん おがわいいん おおはしいん かとういいん くぼたいいん、 阿部委員、飯山委員、内嶋委員、小川委員、大橋委員、加藤委員、久保田委員、 佐伯委員、渋谷委員、清水武彦委員、須山委員、永田委員、奈良崎委員、 にのみやいいん ひわたしいいん まつだいいん みなといいん むらやまいいん 二宮委員、樋渡委員、松田委員、港委員、村山委員
けつ せき しや 欠席者	おのいいん かないいいん かんのいいん しみずたつおいいん すずきいいん ふくもといいん みずのいいん 小野委員、金井委員、菅野委員、清水龍男委員、鈴木委員、福本委員、水野委員
かいさいけいじ 開催形態	こうかいた 公開
ぎ 議 題	ほうこうじこう 報告事項 (1) 第5期横浜市障害者プランにかかるグループインタビュー等の進捗状況について (2) 精神障害者保健福祉手帳の郵送交付について (3) 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について (4) よこはまテレビ・プッシュのご案内について
けつていじこう 決定事項	
ぎ 議 事	かい 開会 (川端係長) 皆様、こんにちは。健康福祉局障害施策推進課の川端です。定刻になっておりますけれども、内嶋会長がまだ到着されておりませんのでしばらくお待ちいただきたいんですが、事前に周知をさせていただきたいと委員からもう一度申出がありましたので、先にご案内させていただければと思います。樋渡委員、 わがお願いします。 (樋渡委員) 横浜市精神障害者地域生活支援連合会の共同代表の樋渡と申します。よろしくお願いいたします。お手元に黄色い用紙があるかと思うんですけども、第6回横浜精神保健福祉フォーラムを市精連が主催として行うということで、皆様に周知させていただけましたらと思いまして、こちらをお持ちいたしました。日時は、今年の11月15日の土曜日になります。開演は13時から、場所は神奈川県地域労働文化会館の2階ホールになっております。横浜市からも後援を頂いております。申込みはメールもしくはファクスでということになっているんですが、裏面を見ていただきましてプログラムは、ビデオ講演として、ベルギーの精神医療改革の件に関する岩手県の未来の風せいわ病院の智田先生から、対談として「当事者主権を踏まえた精神科アウトリーチの可能性について」ということで、藤井克徳さんと、当会の理事になりますが増子さんの対談という形で行わせていただきます。シンポジウムでは、話題提供としまして数名の方、ここの中では、横浜市こころの健康相談センター担当課長の秋山様にもご参加いただくことになっております。多くの方を集めて、保土ヶ谷区でやっていますアウトリーチに関しても話ををしていただいて、今後どのようにやっていくのかということを皆さんに周知したり、新しい見地を取り入れていただけたらと思っておりま

す。近々の15日ではありますが、もしもご参加いただけますようでしたら、よろしくお願ひいたします。

(川端係長) ありがとうございました。それでは、内嶋会長はまだ到着されておりませんけれども、もうすぐ到着すると聞いておりますので、定刻を過ぎておりますので、ただいまより令和7年度第2回横浜市障害者施策推進協議会を開催いたします。改めまして、本日司会をさせていただきます健康福祉局障害者施策推進課の川端と申します。よろしくお願ひいたします。

健康福祉局長あいさつ

(川端係長) それでは、初めに健康福祉局長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

(佐藤局長) 皆様、こんにちは。健康福祉局長をしております佐藤泰輔と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。最初に、事務局を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、ご多忙のところ、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から、委員の皆様方におかれましては横浜市政、とりわけ障害者施策の推進に多大なるご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。心より感謝を申し上げたいと思います。

本日は、ご報告事項を4つ予定しております。第5期横浜市障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の進捗状況であったり、第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定についてなどをご用意させていただいております。このうち、第2期横浜市依存症対策地域支援計画策定につきましては、本協議会の中から、内嶋委員、加藤委員、佐伯委員、樋渡委員に委員を務めていただいております横浜市精神保健福祉審議会、その部会である依存症対策検討部会においてござる議論いただき、このたびの計画素案をまとめるに至ることができました。この場を借りて、参加いただきました委員の方には御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

本日、ご報告事項の内容は多岐にわたりますが、今後の事業の推進のために、各委員の皆様から率直なご意見を頂戴できればと思っております。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(川端係長) 続きまして、議事に入る前に、一部委員の改選がございましたので、ご紹介させていただきます。横浜南部就労支援センター所長の小川委員でございます。

(小川委員) 初めまして。横浜南部就労支援センター所長の小川でございます。10月より前任の岩崎が異動になりましたので、その交代ということで、私が10月1日より着任いたしました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(川端係長) 小川委員、ありがとうございました。よろしくお願ひいたしま

す。

それでは、本日のご出席者数の確認をさせていただきます。今、数名いらしていただきましたので、本日の会議は、委員25名のうち16名がご出席となっております。横浜市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に規定されております委員の半数を満たしていることをここにご報告させていただきます。

ここで、大変申し訳ございませんけれども、健康福祉局長の佐藤ですが、次の予定がありますので、ここで退席させていただきます。

(佐藤局長) 申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(局長退席)

(川端係長) それでは、内嶋会長、来たばかりで申し訳ございませんが、会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 報告事項

(1) 第5期横浜市障害者プランにかかるグループインタビュー等の進捗状況について

(内嶋会長) 会長の内嶋でございます。遅刻をいたしまして申し訳ございませんでした。失礼いたしました。それでは、早速、内容に入りたいと存じます。お手元の次第の3、報告事項の(1)です。第5期横浜市障害者プランにかかるグループインタビュー等の進捗状況についてということで、事務局からご説明をお願いします。

(中村課長) 健康福祉局障害者施策推進課長の中村でございます。資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。お手元の資料1をご覧ください。第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の進捗状況についてご説明させていただきます。

1、趣旨ですが、第5期横浜市障害者プランの策定に向けて行ったグループインタビューの実施状況について、ご報告させていただきます。また、当事者策定検討会及び当事者向けアンケートの実施方法についてもご説明させていただきます。

2、グループインタビューについてございますが、6月から9月にかけて、当事者やご家族、障害関係団体等に対しまして、現状やニーズを把握するためのインタビューを行わせていただきました。実施回数は合計で37回、内訳といたしまして、当事者18回、家族11回、支援者10回となっております。資料にも記載させていただいておりますが、当事者・支援者等で実施した、複数の類型の方のご出席した回もございますので、合計の37回とは一致していないところがございます。具体的な実施いたしました団体、実施先については、資料1別添1をおつけしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

3、当事者策定検討会についてですが、当事者同士で意見交換や検討を行って

まいりたいと思つております。第5期の障害者プランの構成や内容についてもご意見を頂くということで進めてまいりたいと思っております。第1回は、令和7年11月22日に開催し、グループインタビューで出た意見を参考に、6年後の理想の社会・暮らしをかなえるために必要なことや課題について、意見交換を実施したいと思っております。また、第5期プランの構成や概要の案、当事者向けアンケートの案についてのご意見も頂戴したいと考えております。第2回は令和8年2月21日に開催することを予定しております、障害者プランの骨子について話し合いを行うことを予定しております。参加者についてですが、36名程度を予定しております、障害別、年代別に6グループに分けて実施してまいりたいと思っております。

裏面をご覧ください。4、当事者向けアンケートですが、令和8年1月頃に、本市の各障害者手帳所持者の10%程度の方を対象にいたしまして、無作為抽出によるアンケートを実施したいと考えております。なお、質問項目につきましては、当事者策定検討会、横浜市障害者施策推進協議会、障害者施策検討部会でご意見を頂戴して、そのものを参考にして作成してまいりたいと考えています。現時点でのアンケート用紙につきましては、別添2として本日おつけさせていただいております。本日おつけしておりますアンケート用紙でございますけれども、質問項目は、第4期障害者プラン策定に当たりまして、6年前に実施したアンケートの項目とほぼ内容が同じとなっております。考え方といいたしましては、6年前と比較して状況の変化等をしっかりと分析してまいりたいとの思いから、6年前と内容的にはほぼ変えない形で策定しているところがございます。6年前のアンケートの状況を少し申し上げますと、約1万7000名の方を対象としてアンケートを実施いたしました。今回と同様、手帳所持者の約10%程度を想定して実施させていただいております。そのときの回答率が40.9%というところでございます。障害別で申し上げますと、身体の障害のある方が46.4%、知的障害のある方については50%を超えて51.6%、精神障害の方については39.8%ということで、精神の方の回答自体が、全体のパーセントが40%も出でていますので回答率としてはかなり高い調査ではありましたけれども、障害の類型別で見ると若干精神の方が低くなっているかなというところがございます。1点補足をさせていただきますと、重複の障害の方もいらっしゃいますので、おひとりの方が複数の障害をお持ちの場合につきましてはそれぞれカウントしておりますので、若干数字としては差異は出てまいりますけれども、大きなトレンドといいますか、考え方としてはそのような数値の傾向が出ているところでございます。

続いて、5、今後のスケジュールについてですが、令和7年11月、当事者策定検討会を開催し、当事者向けアンケートの内容についてのご検討をいただきたいと思っております。また、12月には障害者施策検討部会、こちらについてもアン

ケートの内容を検討するということで考えております。本日の推進協、施策推進協議会と併せて、それぞれの検討を踏まえて、その内容、ご意見を踏まえて、当事者アンケートを年明けて1月に実施したいと考えているところでございます。令和8年2月以降、それぞれの施策検討部会、当事者策定検討会、障害者施策推進協議会でアンケートの結果について、速報にはなると思いますけれどもご報告していくことで、当事者の方のニーズについてもしっかりと把握し、それぞれの会議でお戻ししていくことで進めてまいりたいと思っております。その内容を踏まえて次期障害者プラン策定に結びつけていきたいというところが、今考えているところでございます。ご説明は以上です。

(内嶋会長) 事務局、ご説明ありがとうございました。あらかじめ、委員からご意見を伺っているものがあればここでご紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

(中村課長) 委員から頂いているご意見といたしまして、事前に資料のご説明等する中で、アンケートの中に地域活動ホームの記載もしてほしいというご意見を頂いておりますので、そういったものは付け加えていきたいと考えているところでございます。また、アンケートの設問の考え方について、どういう考え方でつくってきているのかという部分をご意見として頂いています。アンケートの量が多いのではないかというところも頂いております。なかなか当事者の方自体の項目が多いと難しいのではないかというところも頂いているところでございます。そういった中で、本日またご意見を頂く中で、項目自体は必要な工夫等をしていきたいところではございますが、先ほどご説明させていただきましたように、6年前の項目とどういうふうに当事者の方のニーズが動いているのか、どの部分が施策として足りていないのか、また、逆に申し上げると充実が図られてきているのかを把握していきたいというところもございますので、そのバランス、兼ね合いといいますか、施策のしっかりと反映をしたいという思いでいます。6年前も、この会議体でありますとかそれぞの部門でご意見を頂戴してこの形になってきているところがございます。今回のアンケートについても、そこを踏まえた中で、いいものにしていければと思っているところでございます。事前に頂いている意見は以上でございます。

(内嶋会長) 事務局、丁寧なご説明ありがとうございました。それでは、今日会場にいらっしゃる委員の皆様から、ただいまの第5期横浜市障害者プランに関するグループインタビュー等の進捗状況、細かく今、状況の説明がありましたけれども、お手元のアンケートのたたき台も含めて、ご質問やご意見があれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。ご発言ございますか。よろしくお願ひします。

(加藤委員) アンケートを拝見して、困っていることに関する設問が多い点がになりました。一方で、「困っていること」だけでなく、「こうしたい」「どの

ような暮らしをしたいか」といった、いわば未来志向の意向を把握できる設問が、就労分野に一部見られる程度であるように感じました。障害者施策を検討するに当たり、本人の希望や望む暮らしといった視点をもう少し抽出できるといのではありませんかと思いました。

また、自由記述欄がもう少しあってもよいのではないかと感じました。現在、最後の設問として「アンケート調査についてのご意見等」が設けられていますが、この設問では、アンケートが長かったといった感想に回答が集中してしまう可能性があると思います。そうではなく、各設問や分野ごとに、「それ以外に感じたこと」や「こうしたいと思うこと」を自由に記述できる欄があると、より多様な意見を拾えるのではないかと考えました。

(内嶋会長) ご意見ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますか。

(中村課長) ありがとうございます。その他という項目があるところもありますが、確かに加藤委員が言われますように、その他が何なのかみたいなところも含めて少し工夫していきたいと思います。また、確かに、ちょっとネガティブな、困っているという項目設定になっているところもあったかと思いましたので、ポジティブなといいますか、こういう生活がしたいとか、こういうふうになるといいとか、そういう部分の視点も入れていきたいと思います。

(加藤委員) よろしくお願ひします。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにご質問・ご意見のある委員の方、いらっしゃいますか。どうぞ。では、阿部委員から先にお願いします。

(阿部委員) 地域活動ホームガツツ・ピーと西の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。前回もちらっとお話ししたかと思うんですけども、このアンケート、本当に当事者向け、いろいろな障害のある方にこのアンケート一つで問うというのがなかなか難しいのかなという気はしていて、ここにもあるように、各障害者手帳所持者10%程度の方たちに対して無作為抽出によるアンケートということで、例えば我々地域活動ホームの中で関わっている重度の知的障害のある方とか、重度の重複障害のある方々とかにはどういう形でこのアンケートが渡って答えていただくのかなというのが本当に疑問なところがあったんですけども、そのあたり、もし何かやり方とかで回答いただけることがあるようであれば教えていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

(内嶋会長) ありがとうございました。事務局、コメントありましたらどうぞ。

(中村課長) 阿部委員、ありがとうございます。その課題といいますか、どういうふうに書いていただくのかという部分について、前回のアンケートのときも、私の記憶がうろ覚えで大変恐縮ですけれども、そういう議論があったと認識しております。ご本人が書くのが現状として難しいありますとか、そういうところに対して、支援者でありますとか、ご家族でありますとか、そういう方

にサポートしていただくということで、各支援機関等にもアンケートを実施して  
いる旨をお伝えするとともに、必要なサポートをお願いしたいということで文書  
をお出しさせていただいたところでございます。阿部委員のいらっしゃる、例え  
ば地域活動ホームでありますとか、そういったところにもご案内させていただい  
て、必要な対応をしていただければと考えているところでございます。また、  
点字の対応でございますとか、個別のご案内をさせていただいておりまして、  
点字のご所望があれば点字をこちらからお送りするということもしっかりとやつ  
ていきたいと考えているところでございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。阿部委員、よろしいですか。追加であれ  
ば、もちろん。

(阿部委員) そうですね。言っていたいってご協力させていただける部分はさ  
せていただきたいなと思っているのと、あと、これを全部答えるとなると、なか  
なかやはり難しい部分もあるのかなというところで、その方に当たる部分だ  
けの回答だけでもよいにしていただくとか、あとは、恐らくそれで答えられない  
人が答えないでパーセンテージが減ってしまっているのであれば、そのあたりの  
フォローはちょっと考えていただければと思っております。以上です。

(内嶋会長) 阿部委員、ありがとうございました。事務局、ご意見ということで  
すが、何かコメントは。

(中村課長) こうもくできこうもくできこうもくできこうもくでき  
目的的なものについて、今、全体として40問の設定になっております  
すけれども、少しコンパクトにできる部分があればしていきたいと思っておりま  
す。例えば性別があったと思いますが、なくてもいいけるということであれば1問  
減りますし、少しそういった項目を減らして負担感の軽減が図られればと思って  
います。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。それでは、先ほど挙手された松田委員、  
ご発言をお願いします。

(松田委員) 横浜市肢体障害者福祉協会の松田といいます。今、項目を見ていて、自分のところに来たときに、自分が1つずつを確認することができる人間はいいです。時間があれば時間をつくって、余裕があればやればいいという話なんですけれども、そうではなくて、やはり誰かにフォローしてもらったりとか、いろいろしている人間にしたら、ちょっと多いですよね。それで、極端な話、  
収入まで聞きます。もう、そういうあれじゃない。障害を持っているから  
収入、それは確かにどういう生活しているんだろうという、年金暮らしとかい  
ろいろなあれで知りたいというのはありますけれども、でも、それは傾聴会と  
か、地域で住んでいる自体で把握している部分は、もう消去していいんじゃない  
ですか。だから、消去できる部分が結構拾っていたらあるので、サポートしてい  
る人とかそういう人も、ここは障害施策でこういうことを重点的に聞いてもらいたい、一方的にあれするんではなくて、極端な話、明日地震があったとき、

自分はどのように動けばいいのか、動くときにサポートがどのようにしてもらえるかとか、そういうもうちょっとこう、どう言つたらいいですかね、本当にあることに対する自分の思いとか、そういうのがもうちょっと言えて、そして相手もこういう考え方をしているんだというあが聞き取れる、そういうアンケートだっていいんじゃないかと思うんですよね。ちょっと今、いろいろ項目を見ていたら、もう時代に合っていないと言つたらおかしいんだけれども、作られる人によっても、学生さんとか年齢とかいろいろ、手帳を持っている人の年代が確かにありますからあれなんですけれども、それはそれで、役所とかいろいろなところがもう把握している部分があるので、それはそれで削除していいんじゃないいか。それよりもっと、本当に障害者がとかいう人が、日常で生活する上での意見がもっと反映されるものがあっていいんじゃないかなと感じました。以上です。

(内嶋会長) 松田委員、ご発言ありがとうございました。事務局から何かコメントはありますか。

(中村課長) ありがとうございます。収入の面も削除項目になるのではないかというところ、受け止めて検討してまいりたいと思います。あと、災害の問題等についても、確かに本当に大きな問題でございまして、6年前にもそういった議論があって、今回の案の中でも、38、39で災害関係については設問を入れさせていただいているところでございます。本当に身に迫るもの、災害についてどういうふうにやっていったらいいのか、また、どういうふうにしたいとお考えなのかというところ、不安が何なのかというところもしっかりと承って、施策には反映していきたいと思いますので、引き続きこの災害関係については落とすことなく、項目はちょっと多いですけれども、残して進めていきたいと思います。

(内嶋会長) 松田委員、よろしいですか。

(松田委員) はい。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかに。それでは、樋渡委員、お願ひします。

(樋渡委員) 市精連の樋渡と申します。精神の方の回答率が低かったというのは私としても残念な結果だなと思っているところがあるんですけれども、アンケートの中の13ページの部分で、ここは就労の状況についてお尋ねしますになっているんですけども、この中に、2点あるんですが、就労継続B型事業所が入っていないのには何か理由があるのでしょうか。多分、精神の方というのはB型事業所で働いている方がかなり多いのではないかと考えますと、それが抜けている理由が何かあるのかなということと、この中で、就労と言つたり働いていると言つたり、仕事をしているということで言葉がごちゃごちゃになっているのは、障害者の方というのは混乱まではいかないんですけども、就労という使い方はあまりしなかつたりするので、その辺で混乱を起こすことはないのかなとい

うようなことを感じましたので、そのあたりはいかがかなと思いました。  
(内嶋会長) 横渡委員、ありがとうございました。今、事務局、ご質問とご意見という感じだと思うんですが、コメントありましたらどうぞ。

(中村課長) ありがとうございます。就労の言葉の不統一な部分については整理して、回答する方が混乱しないような形にしてまいりたいと思います。また、就労のB型については、項目としては就労移行支援、生活介護などの福祉サービス事業所という中の部分に内在させていただくような形で考えはしていました。A型については雇用契約を結んでいることもあります別枠を立てておりますけれども、ただ、今、就労のB型自体の事業所の数といいますか、規模感を考えますと、それは1つ項目として立ててもいいのかなと思っていますので、内部で調整をして、項目立てをする方向で考えていきたいと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) 事務局、ありがとうございました。大分活発にご意見を頂戴しているんですけども、ほかにいかがでしょうか。

(二宮委員) 横浜市歯科医師会の二宮です。アンケート調査ですけれども、無作為抽出のアンケートに対して、前回40%を超えている回答率ということです、非常に高くてすばらしいかなと思いました。私たち、会員向けにアンケートを行なうんですけども、40%を達成できたことは一回も多分ないと思うんですね。多分、諸団体でも同じような形だと思うんですけども、これは行政の方のご尽力と、あとは障害当事者の方々の関心の高さがうかがえるかなと思いました。その一方で、障害者の中で精神の方の回答率が低いということで、次回に向けて回答率を上げる何か工夫等あるのでしょうかという点と、あともう一点、私は歯科医師なので歯の項目なんですけれども、34番の項目で、歯のこと健診を受けているということですけれども、これは前回と比較調査であれば歯のことでいいと思うんですけども、例えば6月4日、かつては虫歯予防デーだったんですけども、今は歯と口の健康週間となって、歯だけじゃなくて口、歯茎とかそういうところも口腔のほうに今中心で行っているので、いずれ口の健康ですね、歯と口の健康に変更していただけたらと思いました。以上です。

(内嶋会長) 二宮委員、ありがとうございました。事務局、何かコメントはございますか。

(中村課長) ありがとうございます。歯だけではなくて口もという部分について、窓口としては二宮先生になると思いますが、関係の団体さんとも、どういう書き方が適切なのかご相談をさせていただければと思います。

また、精神の方の回答率の部分についての低さ、それでもほかの調査に比べれば本当に高い部分で、知的の方、身体の方のほうが高い位置にあるというところだと思うんですけども、やはり精神の方についても、知的の方、身体の方の回答率に及ぶような形で、私どもとしても多くの声を頂戴して集計していきた

いという思いがございますので、精神の関係の生活支援センターを含め支援機関等を通じてアンケート調査をしている旨、またそのご回答をぜひお願いしたいということを周知してまいりたいと思います。推進協の委員の方には、加藤委員はじめ精神系の団体からのご推薦で出席いただいている方もいらっしゃいますので、ぜひ回答率向上にもご協力いただければと思います。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。では、奈良崎委員、お願いします。

(奈良崎委員) 遅れてしまひません。奈良崎です。質問ですけれども、ページ数が18ページで36番ですけれども、「自分の障害・病気について、相談できる場所」って、障害と病気は別々という意味ですか。それとも、障害だから理由として病気なんですか。そこが分かりにくいというのと、結構、字が全部混ざっている文が多いのかなと。例えばこれとこれを合体するという意味が分からぬことが多いので、そこも説明してもらうといいです。以上です。

(内嶋会長) 奈良崎委員、1番目のほうは、質問の何番目ですか。

(奈良崎委員) 5番。

(内嶋会長) 間5ですか。

(奈良崎委員) 36の5番。

(中村課長) 奈良崎委員、36の5番ですかね。

(奈良崎委員) はい。5番です。

(内嶋会長) そういう意味ですね。分かりました。

(中村課長) 間36の5番ですね。確かに障害と病気が横に並んでいるのはおかしいというところは、まさにそのとおりでございますので、自分の障害や病気について相談できる場所はありますかというふうにすれば良いとと思いました。ありがとうございます。読むと「障害・病気」となっているのは確かにおかしいところですので、そこは変えていきたいと思います。ありがとうございます。

あともう一点が、ちょっと見にくく、読みにくいう部分だと思いますので、そちらについてもう少し読みやすくなるように工夫していきたいと思います。例えば字のフォントとかもUDフォントにするとか、様々工夫ができる余地があるかと思いますので、そこはご意見を踏まえて改善していきたいと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。それでは、須山委員、お願いします。

(須山委員) 浜難聴の須山です。問12の「あなたは障害支援区分の認定を受けていますか」というところがあるんですけども、これは何を見てお答えすればいいのか教えてください。

(内嶋会長) 事務局、コメントありますか。

(中村課長) ありがとうございます。この障害支援区分を聞くことイコールで何

かこれがすぐアンケートの結果としてわかるということではないのは確かです。ただ、障害区分1の方が今、どういうニーズがあるのかとか、どういう状況なのかというところをクロス集計の基にさせていただければと考えているところでございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。須山委員、お分かりになりますか。須山委員のご質問というのは、もしかすると区分認定の意味ですか。

(須山委員) 難聴の場合は区分とかあるんですか。

(内嶋会長) 事務局、説明してください。

(中村課長) 区分の1とか2とかいうのは、障害福祉サービスの利用に当たってどのくらいの障害の状況にありますかというのを審査会で審査して1から6まで定められているというものです。どこを見ればという話になれば、障害福祉サービスを利用するに当たっての受給者証に記載されているところでございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。パラレルと言っていいかは別として、介護保険サービスでも要支援、要介護1、2、3とつけていきますので、介護保険のサービスをどれだけ入れられるかということの、行政サービスとの関係で段階を定めているんですね。それで、この区分1とか2というのも、実は基本的には考え方方は同じで、障害のある方に総合支援法上のサービスを入れるときに、やはり重い方は数字も重くなっているだけサービスも入れられるようになると。必要なサービスを入れるようになるという、行政区分上のサービスの整理をするための区分だとお考えください。

(須山委員) そうしたら、この区分は全員、障害者なら受けているということなんですか。

(内嶋会長) その辺はすみません、専門的になるので、事務局のほうから。

(中村課長) その関係で申し上げると、サービスの利用がない方については受けていないということもございますので、間12の7番のところに「受けていない」という項目を設けたりというところがございます。また、18歳未満の方についても、この区分を受けないこともありますので、そういった項目を設けているところでございます。内嶋会長がおっしゃったように、障害の状況によって受けられるといいますか、対象となるサービスが違ってくるところがありまして、例えば区分の4、5、6と数字が大きくなるほどが障害の程度としては重くなるわけですけれども、施設入所については原則4以上という形になっています。区分1とか2の方が入所施設の対象になるかというとならないところでございます。

(内嶋会長) 須山委員、お分かりになりましたか。

(須山委員) 分かりました。では、私は受けていないということになりますね。

(内嶋会長) 先ほど申し上げたように認定があるんですね。必ず認定の審査会

がありますので、そこで初めて区分というのが出ますので、出たらそのサービスを受ける前提としての準備が整ったということになります。もちろんサービスを受ける受けないは自由ですので、受けないで過ごしていらっしゃる方はそれでも結構ですし、そのとおり回答していただくということになります。ただ、場合によつては、本来、サービスを受けたほうがいい方がいらっしゃる場合には、このアンケートにもしかするとその必要性というのが浮かび上がる可能性もあるということあります。

(須山委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ほかにいかがでしょうか。

(清水武彦委員) 瀬谷支援学校校長の清水と申します。よろしくお願ひいたします。アンケートですけれども、手帳所持者の10%というのを無作為に選ぶということだと思うんですけれども、年代とかは関係なくということなのでしょうか。要するに、学齢期の子供たちが通っている学校というところでは、高等部の段階だと18歳ぐらい、いわゆる成人という子供たちもいますので、そういう方というか、そういう子たちも対象になるかどうかというのをちょっと確認させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(内嶋会長) 清水委員、ありがとうございました。事務局からコメントをお願いします。

(中村課長) ご質問ありがとうございます。先ほど障害の類型の話もさせていただきましたが、10%という枠組みを取っておりますので、まずは障害の類型的にも10%の比率になるような形で、例えば身体の方の中でも全体の10%になるようしています。ご質問を頂戴しております年齢でございますけれども、年齢についても全体の構成の中でバランスを取って、アンケートをお出しして回答を頂戴していく予定でございます。

(清水武彦委員) そうすると、学齢期の子供たちにもアンケートが行く可能性があるということでよろしいでしょうか。分かりました。そうした場合、先ほど阿部委員からあったように、私たちというか教員が、子供たちのところにもしこのアンケートが来たということが分かれば、そういうことがあるので答えてくださいとか協力してくださいとかいう周知はできるのかなと思っています。なので、発出されるような時期、タイミングで、学齢期の子供たちのところにもそういうものが行くことが分かれば、何らかの形で回答率を上げるために手立てということは学校でも取れるかなと思っています。以上です。

(内嶋会長) 清水委員、貴重なご提案をありがとうございました。事務局、よろしいですか。

(中村課長) ご意見として承って、ぜひお力を頂ければと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) 大分この報告について時間を割いておりますが、まだご発言を希望

される方はいらっしゃいますでしょうか。いかがですか。港委員でありますか。  
(港委員) 泉区生活支援センターの港と申します。アンケートの解釈の質問にはなるのですが、問23の「将来の障害福祉を考えるとき」ということで項目が挙げられていると思いますが、この障害者福祉を考えるときというのは、サービスを使うという観点で回答するのか、それとも、障害者が地域で生活していく上でこういう街になっているといいよねみたいな感じなのか、その解釈によって回答の仕方が変わるかなとちょっと思ったので、そのあたりを教えていただけると。

(内嶋会長) 事務局、お答え可能ですか。

(中村課長) はい。ご本人が障害福祉を考えるときに、ご自身が何が重要な、どういうふうになっているといいかなというところだと思いますので、あくまでご自身がどういうふうに思っているかという回答でよろしいかなと思います。

(内嶋会長) そうすると、今、港委員がご質問されたのは、いろいろな観点からこの質問というのは回答ができてしまうんだけれども、それでよろしいかという趣旨だと思うんですが、事務局としてはそれで構わないという。

(中村課長) そうですね。その部分の分かりにくさというか、捉えようの広さというのは確かにありますので、その部分は、設問の工夫はしたいと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) 港委員、よろしいですか。

(港委員) はい。分かりやすくするときに、例えば問21とかは障害福祉に関する情報ということで少し限定されているので、そういった問い合わせのほうが答えるほうが答えやすいかなというのと、あと、無作為でアンケートを出されるとは思いますが、これはどうやって書いたらいいですかとご相談されることも障害福祉の事業所はあるかなと思うんですね。そのときに、どういう観点で答えてもらいうのがいいのかというのが少し分かると、よりいいのかなという気は少ししました。設問はすごく大事な設問が入っているので大事な要素だなと思ってはいるんですけども、どうしてもサービスを使うとか施設を利用するというような、そういうサービス利用におけるような質問項目と、こういう生活ができたらしいよねという項目とがごっちゃになっているので、前回の障害者プランのときの当事者アンケートでも、精神障害の方の生活支援に対する困り事であったり、もう少し充足させてほしいというようなアンケート結果もあったと思いますので、そういったところの生活支援があることで、地域でどう住みやすい街になっているのかであるとか、自分のやりたいことが地域でやれているということが少しがんばり反映させていけるといいのかなと思いますので、そのあたりの工夫とか表記の仕方とかを工夫していただけるとすごくいいのかなと思います。

(内嶋会長) ご意見があったということで、事務局、よろしいですかね。

ほかにはいかがですか。では、ちょっと皆さんのはつげんはつげんまきを待っていたんですけども、今、実は港委員がおっしゃったことで私もちょっとなるほどと思ったところがあるんですが、先ほど阿部委員がこの、かなり、ある意味手の込んだアンケートを当事者だけで解くのはなかなか大変だろうと。当然、支援者だとか家族だととかが関わるだろうということなんですが、支援者や家族が見ても質問の意図がちょっと読みないなというのが、先ほど委員の皆様から出た意見の概要だと思ふんですね。今から間に合うかどうかは別としても、せっかくこのような貴重なアンケートを取って40%も回答していただけるというのであれば、回答のガイドラインというかハンドブックというか、これはもう当事者向けというよりもある意味支援者に向けてしまってもいいのかなと。ご自分で全部これが分かるという方はもちろんそれで構わないですけれども、現実問題、そうではない方も結構いらっしゃる。それから、当事者の方でも、もうちょっとこれ、何聞きたいのかなというふうに分からぬ。それから、もっと回答の能力というか力が不十分な方にとっては、支援者がある程度これを見て恐らくかみ砕いて、これどういうふうに考えますかということを意思決定の一つとして示してくださいということを当事者にお願いすると思うんですね。そのときに、やはり忙しい現場とか、当事者の方もそんなに余裕があつて生活されている方がたくさんいらっしゃるわけではないので、この質問は実はこういう意図ですということで、特に意図がない質問はいいんですけれども、そうではなくて、先ほどから事務局に伺っていると、かなりこの質問から得られる情報はこういうふうに使いたいという思いもおありのようなので、そこがかみ合ふと、よりいい質のものになるのかなという気もしますので、ぜひ回答するときに役立つハンドブックとかしおりとか手引があると、よりよろしいのかなというふうに思いました。

それから、今日はせっかく当事者の方と支援者の方が来られているので、こちらに足を運ぶことができる当事者の方はまだいいとして、そうでない方、いろいろな事情で来られない、もしくはなかなかこういうアンケートに自分で答えるだけの力はないんだという方も当然いらっしゃると思うんですね。そのときに、家族や支援者が推定的に回答をするという場面は当然あると思います。阿部委員がおっしゃったのはまさにその部分だと思いまして、そのときどうすりやいいんだということですが、これは事務局にアンケートの中身をできるだけ平たく、それから、さっき申し上げたように、質問の趣旨をはつきり、ある程度明確にしていただくという工夫で何とかなると思うんですけども、実際、現場で回答するのは事務局の力ではどうにもならなくて、支援者とかあるいはご家族の方のお力添えを得なければいけないと。せっかくこういう、横浜市が当事者に直接問い合わせるという機会をつくってくれていますので、その機会を逃さずに、なるべくご本人の意思、意向、それから、どうしても分からぬ場合は合理的な推定意思を実現する一つの機会だというふうにご理解いただいて、今日来られている委員

みなさま  
の皆様はそれぞれネットワークをお持ちだと思いますので、こういうのが来るから、家族とか支援者が自分たちで勝手にこうだらうと答えるのではなくて、できるだけご本人の状況とかご本人のふだんの生活を思い浮かべながら、彼だったら、彼女だったらどう考えるだろうということを真剣に考える機会として、ぜひこのアンケートの回答を用いていただければなど、会長としては個人的に思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、どうぞ。

(飯山委員) 白根学園、横浜知的障害関連施設協議会の飯山と申します。今、内嶋先生がいろいろまとめてくださったところを申し訳ないですけれども、今の23番の質問から始まつたんだと思うんですけれども、うちの団体は、9月か何かに団体として集団でグループワークをしながら、多分これの基になるようなヒアリングを受けたんですね。この23番は多分、「障害者福祉を考えるとき」と、そこに限定しちゃったので、どう答えたらいいのかってみんな困っちゃうのかなと。たしかあのとき、「私たちがグループワークでやったときに、6年後、将来どんな社会になっていたらいいと思いますかみたいな、そんな形で施設長たちがみんなでグループワークをして意見を出し合った気がするんです。なので、22番が、将来、あなたはどんな不安がありますか、それから24番は、あなたはどこで生活したいですかということを考えて、こんな夢をつなげて考えたときに、6年後の障害者福祉というよりは、あなたは将来どんな世界で暮らしたいですかとか、どういう社会になっていたらいいと思いますかというような、そんな表現だと多分、それが障害施策の端っこにつながるのかなとちょっとと思いながら、障害者福祉を考えるときと当事者の方たちに向けて、特に知的の方たちに言われたときにすごく難しく、分からないとなっちゃう気がするんです。6年後の夢に向けて、障害者施策って、プランってそうだと思ったので、そんな表現にしながら考えていただけると、多分うちの団体の利用者も今回、次、お邪魔するんですけども、何か少し意見が言えるのかなと思いました。終わってからだったんですけどもごめんなさい。

(内嶋会長) 飯山委員、ありがとうございました。もちろん発言は自由にしていただいて構いません。何か事務局からコメントはありますか。

(中村課長) 港委員にご発言いただいて、私もそういう、質問の回答に振れ幅があるなというところもあったので、飯山委員が言われるような、ご自身がどういう生活をしたいかみたいなところは明確な質問項目にしていかなければと思っていたところです。また、会長が言われたように回答の中身が、取りようによっての振れ幅がないような形のものをしっかりとつくったほうがいいんじゃないかというところも踏まえて、両方あることでよりアンケートの精度の高い結果が得られると思いますので、そのようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。もう少し時間を取ってということも考

えたんですが、これでも結構時間を、実は事前の事務局との打合せより大幅に時間を取ります。また事務局にご意見をおっしゃっていただくような機会もあると存じますし、個別におっしゃっていただいても構わないと思いますので、今の議論を踏まえてまた何かございましたら、恐縮でございますが、後ほどよろしくお願ひいたします。

始めてからもう1時間経過しております。ここでちょうどよろしいので、休憩を入れさせていただきます。3時10分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願ひします。10分後にまた再開いたします。

(休憩)

## (2) 精神障害者保健福祉手帳の郵送交付について

(内嶋会長) それでは、後半を始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、次第の報告事項の今度は(2)です。精神障害者保健福祉手帳の郵送交付について、事務局からご説明をお願いします。

(秋山課長) 健康福祉局こころの健康相談センターの秋山と申します。よろしくお願ひします。資料2-1をご覧ください。「精神障害者保健福祉手帳の郵送交付開始について」というタイトルになっている資料です。お客様からのご要望を受け、令和7年12月1日受付分から、現在窓口のみで交付している精神障害者保健福祉手帳について、郵送で申請する方で、かつ、希望される方を対象に郵送での交付を開始いたします。申請については、これまで、窓口、郵送、オンラインというふうに3つの方法で申請することが可能だったんですけども、そのうち、郵送で申請する場合で、希望する方だけ郵送での交付を行うというものになっております。

1番の郵送交付の流れをご覧ください。郵送交付を希望するお客様は、通常の郵送申請書類に加え、郵送交付用のレターパック及び手帳用の顔写真を同封し、精神通院医療、手帳事務処理センター宛てに申請いただきます。事務処理完了後、お客様の住所宛てに事務処理センターからレターパックにて手帳を郵送交付いたします。

2番の郵送交付開始日及び対象者です。郵送交付の対象は、令和7年12月1日以降、事務処理センターで受け付けた郵送申請のうち、郵送交付を希望された方で郵送交付用レターパック及び手帳用の顔写真を同封した方を対象とします。なお、郵送費用はお客様負担となります。郵送方法はレターパックとして、簡易書留や普通郵便などその他の方法での郵送交付は行いません。

裏面をご覧ください。3番の郵送交付の対象手続ですが、手帳に関する新規や更新等、全ての手続が可能といたします。

4番の区役所窓口・オンラインでのお手続についてです。各区役所窓口やオンラインで申請されたお客様及び郵送交付を希望しない郵送申請のお客様は、引

き続き各区分役所窓口で手帳を交付します。手帳の使用方法に関するご相談は、  
各区分役所窓口で承ります。

5番の郵送交付のお問合せ先及び周知についてですが、郵送交付のお問合せについては事務処理センターにて承ります。周知については、既に横浜市のホームページで掲載いたしております。以上となります。

(内嶋会長) ご説明ありがとうございました。今の精神障害者保健福祉手帳の郵送交付についてご質問・ご意見のある委員の方、いらっしゃいますか。いかがでしょうか。どうぞ。

(加藤委員) 郵送交付の対象となる申請手続について、対象外となるものがあるのか確認したいと思います。ご説明では、全ての手続が対象になるという理解でよろしいでしょうか。

(秋山課長) はい。

(加藤委員) 郵送交付について、全ての申請手続が対象であることが分かるよう、資料や案内で明示されていると安心につながるのではないかと思いました。紛失時の再交付手続も郵送で可能ということなども示されているとよいと感じます。

また、郵送交付とは直接関係ありませんが、旅客運賃の減額シールについて確認したいことがあります。窓口で、「旅客運賃等減額」との表記でないと割引が適用されないと言われ、正規運賃を支払った事例がありました。最近届いた手帳でも表記が変わっていなかつたため、現在の取扱いがどのようにになっているのか伺いたいと思います。

さらに、手帳の更新手続についてです。更新は3か月前から可能とされていますが、窓口では交付までに3か月程度かかると案内されることがあります。申請時期によっては有効期間に空白が生じる場合があります。更新時に空白期間が生じないよう、申請可能時期の拡大などについてご検討いただけないかと思います。

(内嶋会長) 事務局、コメントをお願いします。

(秋山課長) まずは郵送交付の対象手続についてですが、強いて言うと、死亡等による返還については除かれているので、通常の手続については全てなおむね全てということで言ってしまったんですが、返還だけができない状態になつております。申し訳ありません。

それから、シールについてのお話があったかと思います。手帳について、精神保健福祉手帳によっても、旅客運賃の減額がこの4月1日からできるようになりましたが、それについて、JRは貼られたシールについて「等」がついている場合に減額できないというふうに途中で言い始めて、それで「等」を加えたシールというものも我々のほうでお配りしていましたが、つい昨日、再び今度は厚労省から、「等」があつてもなくとも1種、2種というのが書いてあれば減額できるようにJRも変えたというふうに通知がきました。なので、そういう

りよかくうんぢん なにに しゅ しゅ は ふたた げんがく 旅客運賃の何々の1種、2種というシールが貼られていれば、再び減額できるようになります。ただ、我々としては、今まで「等」を加えてお配りしていますし、申請については、新しいものについてはそういう形でお配りしているので、これからも「等」はついたものでお配りします。ただ、「等」があってもなくても、これからはJRは割引をするということです。それが2点目ですね。

それと3点目が、3か月前だとぎりぎりになってしまふ。確かに通常2か月以上ぐらいかかるから、さらに書類に不備があったりして直したりというようなことがあると3か月ぐらいになることがあるというのを聞いています。確かに、もうちょっと長ければというご意見については、できるかどうかを含めて、規定等も参考しながら検討してみたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(内嶋会長) 加藤委員、何か。

(加藤委員) 旅客運賃の減額シールについて、「等」の表記がないと割引が受けられないのではないかという認識が、当事者の間や現場で広がっていると感じています。私自身もそのように理解していましたが、本日の説明を踏まえると、表記の有無にかかわらず割引が可能とのことでしたので、その点について「どちらでも問題ない」ということが分かるよう、周知していただけたとよいと思いました。

また、手帳の更新手続についてです。窓口では「交付までに3か月程度かかる」と案内されることが多い、実際には2か月程度で交付される場合があります。利用者側としては3か月を前提に考えざるを得ない状況があります。いずれにしても、申請時期によっては有効期間に空白が生じる不安があるので、更新手続の運用について、何らかの改善や工夫をご検討いただければと思います。

(内嶋会長) 今のはご意見という。

(加藤委員) 要望です。

(内嶋会長) ようばう 要望ですね。分かりました。事務局、何かコメントはありますか。

(秋山課長) 検討していくたいと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) 報告事項(2)について、ほかにご意見・ご質問はよろしいですか。すみません、ちょっと時間も押しているものですから、ご協力いただけるとありがたいです。ありがとうございました。

(3) 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について

(内嶋会長) それでは、報告事項の(3)第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について、事務局からご説明をお願いします。

(秋山課長) 引き続き秋山から説明させていただきます。横浜市依存症対策地域支援計画というのが、第1期の計画がありまして、今年度が最終の年度となって

おります。そこで、別の精神保健福祉審議会及びその部会であります依存症対策検討部会で、今まで計画について検討してまいりました。また、市民意識調査ですとか関係者へのヒアリング等を踏まえて、このたび、素案として取りまとめてパブリックコメントを実施しておりますので、そのご報告でございます。

資料3をご覧いただければと思います。第2期横浜市依存症対策地域支援計画、計画期間は、令和8年度から令和12年度の素案に対するパブリックコメントを実施しています。実施期間は、令和7年10月14日から11月13日となっております。ここについているのは素案の概要版となっています。

ちょっと長いのでかいつまんでご説明しようと思いますが、まず、依存症とは何かですとか、それから、依存症を取り巻く現状というのが、1の「計画策定の背景と趣旨等」の中の「依存症を取り巻く現状」のところにまとまっておりますので、こちらをご覧いただければと思います。依存症とは、アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、やめたくてもやめられない状態を指します。その背景には、障害や貧困、失業、虐待やDVなど、様々な生きづらさの問題が複合的に存在しているケースが多く見られます。近年においては、オンラインギャンブルや市販薬・処方薬の過剰摂取等、依存症の対象が拡大しており、年齢や性別、職業、家庭環境を問わず、誰もが容易に直面し得る問題となっております。依存症になると、心身の健康状態の悪化、仕事や学業の継続困難、借金の増大や生活困窮など、多岐にわたる課題に直面します。あわせて、その影響は子供を含む家族や周囲の人々にも及び、家族をうつ状態にしたり、経済的に困窮させるなど、本人の依存症によって生じる様々な問題は、周囲の人々も巻き込んでいきます。依存症に対して、ほんにん いしよわ げんいん なお ごかい へんけん しゃかいぜんたい ねづよ 本人の意志の弱さが原因である、治らないといった誤解や偏見が社会全体に根強く残っています。こうした誤解や偏見は、依存症に悩む人が支援を求めたり、回復をしながら社会生活を送る上で大きな障壁となっています。依存症の問題に取り組む上では、社会全体を対象とした理解促進のための普及啓発を進めるとともに、行政・福祉・医療・法律・教育など様々な領域の専門家が連携した支援体制を講じていくことが重要となります。

こうした現状を踏まえ、これまでそういった様々な検討をしてきて、この計画の素案をまとめております。素案の中の重要なところとして6ページをご覧いただければと思います。6ページのところに第2期計画のポイントとして、②で重点施策を設定しました。第1期計画の振り返りや市民意識調査の結果から、対応が急務であり、かつ、一次支援・二次支援、三次支援の各フェーズにおいて横断的対応が必要な課題への対策として、効果的な施策推進を目的に重点施策を設定します。重点施策を3つ定めております。重点施策1は、多様化する依存対象への対策としています。市販薬や処方薬、オンラインギャンブルへの依存

など、近年、増加傾向にある依存への対応を通じて、若年層の生きづらさを支援していきます。重点施策2は、偏見の解消です。依存症の本人や家族等が相談し、回復に向けた取組が円滑に推進されるよう、依存症の正しい理解の促進と偏見の解消を図っていきます。重点施策3は、連携体制の強化です。依存症の多様化は複合化した生活課題への対応が推進されるよう、関係機関同士の連携を強化し、重層的な支援体制を構築していきます。このように、今、トピックとなっているものが市販薬や処方薬であったり、オンラインギャンブルであったりと、子供や若者が対象となるような依存が今、話題になっていまして、④の第2期計画における新たな取組でも、そういった子供や若者に向けた普及等を新たに今後、たくさん取り組んでいこうと考えているところです。簡単ではありました  
が、説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(内嶋会長)ご説明ありがとうございました。皆様のお手元にある資料3という  
のは、既に素案がもう出来上がっていて、このパブコメを今まさに受け付けて  
いる真っ最中ということですね。パブコメというのは、広く市民の皆さんからこう  
いった計画であるとか、行政とかが決めていく計画等について広くご意見を伺  
うということなので、これは、パブリックコメントはどこにどうやってアクセス  
すれば分かりますか。

(秋山課長)最後のページ、12ページに「素案へのご意見をお寄せください」と  
右側に書いてありますが、募集期間がこちらにあります10月14日から11月13日ま  
でとして、電子申請のフォーム、メール、郵送、ファクスにてお受けしております  
ので、よろしくお願ひします。

(内嶋会長)事務局、ご説明ありがとうございました。この第2期横浜市依存症  
対策地域支援計画の策定について何かご質問・ご意見のある方、いらっしゃいま  
すか。いかがでしょうか。二宮委員、お願ひします。

(二宮委員)重点施策のところに市販薬とオンラインギャンブルを取り上げてい  
ただいたのは非常にいいことかと思いました。特にオンラインギャンブルに関し  
てはテレビでも度々、芸能人の方とかスポーツ選手が取り上げられていてかなり  
広まっているので、これに対する対策というのは緊急を要することかなと思いました。  
また、市販薬・処方薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズ、ODに関しては、  
世間ではテレビとかでトヨ横キッズの方が結構取り上げられていますけれども、  
実は私も自身も診療所とかで、もう50代、60代の方が「先生、ちょっと  
今日ODしてきちゃった」とかって普通に言ってくるんですよね。若い方だけ  
なくて結構年配の方も割と過剰摂取、オーバードーズしているような状況です  
ので、これをやはり改善できる取組があればと思います。

あと、もう一点ですけれども、第1期のとき、実は歯科は一切取り上げていな  
かったんですけれども、例えばアルコール依存症の方というのは、アルコールと  
いうのは酸なので歯が結構ぼろぼろになってしまふんですよね。あと、薬物

依存症の方も、薬物もやはり結構多くて、それによって歯が溶けている方がいっぱいいます。歯科は所得格差があると言われています、ここに背景として貧困というのがあります、所得が低い方だと、歯が結構ぼろぼろになったり、そういうのはありますので、これは一つの意見ですけれども、第2期でちょっと歯のことも書いていただけたらありがたいなと思いました。

(内嶋会長) 二宮委員、ご意見ありがとうございました。何かコメントはありますか。

(秋山課長) ご意見ありがとうございます。市販薬・処方薬についてはどうしても中高生みたいなところが話題になっていますし、そういったところでやってきて啓発等も中心に考えているところでもあったんですけども、やはり50代、60代までも含めて啓発等もしていかなければいけないのかなと改めて思ったところです。それから、歯の問題については、確かにそのあたりを記載するに当たっては、また先生のお力も借りながら検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。渋谷委員。(渋谷委員) 渋谷です。依存症が増えているというのをメディアを通して聞いているんですが、いろいろな複合要因があると思います。特に社会的要因に目を向けないと、この問題の本質は捉えられないのではと思っています。そのような観点から検討していただきたいと思います。以上です。

(内嶋会長) 渋谷委員、今のはご意見ということで承ってよろしいですか。

(渋谷委員) はい。

(内嶋会長) ありがとうございました。事務局も今そのようなご意見があったということでおろしくお願ひいたします。ほかにはいかがでしょうか。では、永田委員、お願ひします。

(永田委員) 依存症について、ギャンブルは怖いからしっかり対策してください。皆さんしっかり対策してください。お願いします。

(内嶋会長) 永田委員、ありがとうございました。おっしゃるとおり、ギャンブルは大変怖くて、私の事務所にもギャンブルで破産したと。しかも、ギャンブルの場合は浪費なので、裁判所も簡単に破産を認めないんですね。普通の生活費が苦しくてというのであれば裁判所も大目に見てくれるんですけども、ギャンブルでやったという場合には、要は裁判所もおまえは楽しんだんだろうという、そういう見方をしています。今、事務局のご説明があったように、必ずしもそうではないんですね。依存症もひどくなつていけば、もうたの楽しみではなくて、もはややめられない止まらないという状況ですので、裁判所のその見方がいいかどうかは別としても、経済的には破綻する方がほとんどですので、おっしゃるとおりだと思います。そういうことも意見の中に、計画の中にうまく織り込んでください

いねといふご意見といふことでよろしいですか。  
(永田委員) はい。  
(内嶋会長) といふことだそうです。よろしくお願ひします。では、奈良崎委員、お願ひします。  
(奈良崎委員) できたら項目をもう一つ入れてほしのが、携帯依存症もいるので、結構、知的障害の人って本当に24時間ずっと携帯見ないと不安だといって、ずっとLINEががんがん来る当事者も多いんですね。結構、私はそれで今、参つちやつて、私がそれに対して1週間に1回しか返事しないと、どうしてこんなにけちな奈良崎さんになったのとか、最近そういう当事者もいるし、知的障害は今はやりがあって、携帯の中のアプリゲーム依存症といってみんな携帯で、スマホのゲームでお友達になってポイントを稼ぎたいから、それも仲間同士でいろんな情報を流すんです。それで私はもう、私のスマホもゲーム依存症の仲間がいるので、それも入れてほしいなとお願ひしたいです。以上です。  
(内嶋会長) 奈良崎委員、ありがとうございました。おっしゃるとおりです。計画をよく読むとちゃんとSNSの依存とともに入っているので、今、奈良崎委員のおっしゃったケースも恐らく含まれていると思います。また破産の話になりますけれども、知的障害の方がスマホ依存で、スマホ依存というとざっくりしていますけれども、買物をオンラインでやってしまうとか、いわゆる何とかポイントというやつでやってしまうとか、それからあともう一つが、今おっしゃいましたけれどもゲームですね。ゲームで課金して課金破産という方も多くあります。普通の方も確かにいらっしゃるんですが、私が拝見している限りでは、やはり知的障害の方はあまりやすいです。すごくはまりやすいんですね。さつき永田委員も気をつけてとおっしゃっていましたけれども、どうしてもつけ込まれやすいというか引っ張られやすいですし、ご自分で抜け出すだけの十分なお力がない方が結構いらっしゃるので、そういう方にも向けて、ぜひこの計画を実現していただければと思います。今、奈良崎委員がおっしゃったことも含めて計画の策定をお願いします。  
ほかにはよろしいですかね。ありがとうございました。

(4) よこはまテレビ・プッシュのご案内について  
(内嶋会長) それでは、報告事項、最後になります。4番目です。よこはまテレビ・プッシュのご案内についてということで、事務局からご説明をお願いします。  
(中尾係長) 改めまして、総務局緊急対策課担当係長をしております中尾でございます。着座にてご説明させていただきます。では、皆様、資料4-1をご覧ください。よこはまテレビ・プッシュのご案内についてでございます。  
1番といたしまして、趣旨でございます。テレビを使った情報伝達サービス、

よこはまテレビ・プッシュについて、情報提供させていただきます。

2、サービスの概要でございます。よこはまテレビ・プッシュを設置しますと、ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。緊急情報（緊急地震速報など）が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせいたします。その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信しております。

3といたしまして、補助制度の概要でございます。（1）目的でございます。テレビを使った情報伝達サービス、よこはまテレビ・プッシュに対しまして、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など、災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

（2）対象者でございます。横浜市民、かつ、災害情報の取得に不安を感じている方が対象者となっております。（3）補助額でございます。初期費用の2万8600円、機器の設置代と機器の代金を合わせまして2万8600円を横浜市で補助させていただきます。（4）その他費用でございます。こちらは、利用に当たりまして、サービス利用料といたしまして月額550円が利用者様のご負担となっております。

裏面に行きまして、さらにご利用にはインターネット環境が必要になってしまいしますので、そこだけご了承いただければと思います。4番といたしまして、お申込み・資料請求・お問合せでございます。こちらは、イツツ・コミュニケーションズ株式会社さんが申込み等を代行しております。イツツ・コミュニケーションズさんがお宅に訪問いたしまして備付けまでさせていただきますので、お電話番号、東京03-6670-2114までお問合せいただければと思います。メールに関しましては、下記に書いてありますinfo@itscom.jpとなっております。

詳細につきましてはもう一つ、チラシを資料4-2でおつけさせていただいておりますので、そちらもご覧いただければと思います。説明は以上になります。

（内鳴会長）ありがとうございました。それでは、今ご説明があったよこはまテレビ・プッシュのご案内について何かご意見・ご質問のある委員の方、いらっしゃいますか。いかがでしょうか。それでは、大橋委員、お願ひします。

（大橋委員）視覚障害の大橋です。このよこはまテレビ・プッシュはとてもいい取組だとは思いますが、1つ質問というか確認なんですけれども、自動的に電源がテレビで入るということは分かります。それで、緊急の放送が流れるわけですが、それでも、総務省など、私ども中央の全国団体が毎年交渉しておりますが、N H Kと民放連などと総務省も含めて交渉をずっとしている中で、例えば字幕だけ流れたり、音声化もちゃんと伝わるかどうかということ、今回のよこはまテレビ・プッシュに関しては、要するに電源を入れて自動的に流れると。その中身については、総務省とかN H Kとか、そういうふうの問題ということになるんでしょうか。電源スイッチを入れるだけではなく、その中身についても視覚障害者

じゅうぶんつた ふくおんせい かいせつ きいがい じ じょうほう  
に十分伝わるような副音声や解説つきの災害時情報になるんでしょうか。その  
へん かくにん ねが いじょう  
辺の確認をお願いします。以上です。

(内嶋会長) 事務局、何かお答えをお願いします。

(中尾係長) ありがとうございます。今、私が不勉強で大変申し訳ございません。総務省や民放連、NHK様のほうに言われている内容を存じ上げていなくて大変申し訳ございませんが、こちらのよこはまテレビ・プッシュにおきましては、テレビがつくだけではなく、音声でのご案内もしております。さらに、受信機のほうで光がつくようになっておりまして、画面と光と音声でお知らせするシステムとなっております。

(大橋委員) では、関連していいですか。多分、AIとかを使って音声対応もする解釈してよろしいのでしょうか。

(中尾係長) AIというか自動音声で、緊急地震速報ですとか、よく流れるようなものが流れるという。携帯とかでも流れるようなものが音声としても流れるというような解釈で結構でございます。

(大橋委員) そうすると、実際に文字で、よくテレビの下のほうで流れていますけれども、あれが音声化されるという解釈でよろしいですね。

(中尾係長) そうですね。画面いっぱいに緊急地震速報ですというのが直接つきますし、音声としても、緊急地震速報です、もしくは大雨警報ですみたいな、緊急情報が流れるような形になっております。

(大橋委員) 分かりました。もしそうだとすると、とてもありがたいサービスだと思います。ありがとうございます。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございました。松田委員、お願いします。

(松田委員) 浜肢体の松田です。今のあれで聞いていまして、私が所属しているラポールには、それかどうかちょっと分からないんですけども、お知らせとして、何かが出ると、一番初めにJRとか私鉄の遅延も出ます。どこそこで事故があって遅延しています。それと、今出ているのは、熱中症のアラートが出ましたという音声もあるし、それから緊急情報も出ていますし、あと地震とかいろいろな、割と細かい情報が出ているのをラポールで私も聞くんですけれども、ここのはよこはまテレビ・プッシュさんかどうかちょっと確認していないですけれども、そういうあれば、字幕と音声とで大変便利なやつがあるのを確認しています。以上です。報告です。

(大橋委員) 音声で出ているんですか。

(松田委員) 音声がでています。ごめんなさい。ラポールに行って、自分たちの後ろの食事するところのテレビがちゃんと出るんですよ。今、遅延が出ましたとかね。雨の注意報も出ます。雨の警報が出ましたとか。ちょっと内々の話ですけれどもそういうあればあるので、そこがこのよこはまテレビ・プッシュさんがやっているあれかどうかは私も確認していないですけれども、我々に対して情報

いただ  
を頂けてありがたいなというご報告をしておきます。

(内嶋会長) ご意見というかご報告でよろしいでしょうか。事務局、何かコメントありますか。

(中尾係長) どうもありがとうございます。まさに今おっしゃっていただきましたラポールにもよこはまテレビ・プッシュのデモ機を置かせていただいておりまして、皆様に情報を届けさせていただいております。この前のラポールの祭典のときにもテレビ・プッシュのデモをやらせていただきまして、皆様にご好評いただいた次第でございます。細かくお伝えいただきまして、どうもありがとうございます。

(内嶋会長) では、須山委員、お願ひします。

(須山委員) 私もラポールの浜身連の事務局に時々行くんですけれども、やはりおせい音声でもきちんとお伝えしています。テレビ・プッシュは天気予報とか、雨が降ってきたので気をつけてくださいとか、地域で起こった何か、強盗とか殺害とか、そういう内容まで放送してくれるんですよね。それは大橋さん、音声で出てきます。もちろん画面も出てきます。だから、非常にいいんですけれども、逆にテレビとか見ていると、そういう情報が途中からきゅーっと入ってくるからうざいと言う人もいるんですね。だから、受け止め方はいろいろなんですね。ただ、このテレビ・プッシュは、いつまで締切りとか、そういうのはないんですか。例えば何万台までやったら終わりとか。それをちょっと教えてください。

(内嶋会長) 事務局、その辺、いかがでしょう。

(中尾係長) ありがとうございます。今年度の予算で申し上げますと、600台が上限となっております。今、浜難聴の会長からもお話しいただきましたが、浜難聴さんのほうでもいろいろとご案内させていただいておりまして、これもまた同じくラポールでやらせていただきましたので、引き続きご覧いただければと思います。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにはよろしいですか。そうしたら、樋渡委員、お願ひします。

(樋渡委員) グループホームでは、特に精神のグループホームは夜にいることがほとんどないんですけども、例えばグループホームに同じようなものを設置するとか、そういうような手立てというか、それはグループホームとして申し込んで大丈夫なものなのかどうかというか、ちょっと情報としてあるうれしいなと思いました。

(内嶋会長) 事務局、お答えをお願いします。

(中尾係長) ご意見ありがとうございます。大変申し訳ございませんが、今の段階では横浜市民個人でのお申込みとなっております。ただ、そういったグループホームや会社さんのほうからぜひ導入したいというお声も頂いております

で、今後の検討とさせていただければと思っています。以上になります。

(内嶋会長) お答えありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

ありがとうございます。もう時間もございませんが、今まで個別の項目についてご意見を頂いたんですが、全体について何かご意見・ご質問のある方がいらしたら。では、松田委員、お願ひします。

(松田委員) 意見というよりはちょっとお聞きしたいのですが、横浜市交通局の方がいらしたらお願ひしたいです。エレベーターの点検の日を、以前は貼り紙でした。でも、今、それがQRコードに変わっちゃったんです。貼り紙がなくて、携帯を持っていない年配の足の不自由な人から、携帯、携帯って携帯ばかりのことを考えるなよと怒られちゃいました。やはりアナログも必要ですということをぜひ何かの機会で言っておいてくださいと言われましたので、この場を借りて。本当に貼り紙が、何月何日何時から点検がというのがなくてQRコードで見て確認してくださいになっちゃって、本人は当日来たら工事をやつていて乗れなかったと叱られちゃいましたので、そのところを、やはりQRコードプラスアナログということをひとつご検討いただきたいです。

(内嶋会長) ありがとうございます。私も年配なので、昭和の人間ですから、全く松田委員と同じです。事務局のほうから何かコメントはありますか。

(田沼係長) 交通局総務課庶務係長の田沼と申します。本日、総務課長不在のため、代理で出席させていただいております。申し訳ございません。点検のところまでQRコードになっているということを恥ずかしながら私も把握はしておりませんで、また事実を確認の上で所管のほうに伝えさせていただきます。

(内嶋会長) ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。では、これで全ての報告が終わりましたので、事務局にお返しします。

その他

(川端係長) 事務局です。ありがとうございました。その他としまして、渋谷委員から周知したいという旨、伺っておりますので、渋谷委員、よろしくお願ひします。

(渋谷委員) チラシを3枚配らせていただきました。1つは、僕の参加します神奈川国際人権集会というのが、11月27日に戸塚公会堂で1時からあります。ここにいます奈良崎さんも登壇されるので、ぜひいらしていただきたいと思います。

もう一点は、Liveトークというチラシがあるんですが、コロナ前は月1回開催していました。障害がある人との人が本音でいろいろ語り合えたらしいというトークイベントですが、市の職員の方も参加していただきました。1月30日に、健康福祉総合センターで6時半から開催しますので、ぜひ多くの方に参加し

	<p>ていただきたいと思います。</p> <p>あともう一点は、僕が本を出させていただきまして、神奈川の障害者運動の生き立ちのようなことを書きました。ぜひご一読いただければと思います。以上です。</p> <p>(内嶋会長) 渋谷さん、本のタイトルを言わないと。</p> <p>(渋谷委員) 『神奈川の障害当事者運動を振り返って』というタイトルです。</p> <p>人権センターが全部扱っていますので、ぜひご一読ください。</p> <p>(大橋委員) 青い芝から続いているんですか。</p> <p>(渋谷委員) はい。ありがとうございます。以上です。</p> <p>(川端係長) 渋谷委員、ありがとうございました。お知らせ3点、ありがとうございます。まず、第36回神奈川国際人権集会・シンポジウムのお知らせと、Liveトークのお知らせ、あと発刊している『神奈川の障害当事者運動を振り返つて—脳性マヒ者の立場から』というもののお知らせを頂きました。ありがとうございます。</p> <p>本日も障害者プランから始まり活発なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。本日の協議会は以上となりますけれども、皆様から頂きましたご意見を踏まえ、今後も引き続き取組を続けていきたいと思っております。</p> <p>次回の会議、障害者施策推進協議会につきましては、3月27日金曜日もしくは30日月曜日という形で今予定しております。また改めて委員の皆様に日程調整をさせていただいて再度確定していくという運びになりますので、よろしくお願ひします。また、下部組織の検討部会に関しましては、12月8日月曜日ということで開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございます。</p>
資料 特記事項	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料 1 : 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の進捗状況について</li> <li>・ 資料 1 別添 1 : 第5期障害者プラン策定に係るグループインタビュー実施先一覧</li> <li>・ 資料 1 別添 2 : 当事者向けアンケート</li> <li>・ 資料 2-1 : 精神障害者保健福祉手帳の郵送交付について</li> <li>・ 資料 2-2 : 精神障害者保健福祉手帳の郵送交付についてチラシ</li> <li>・ 資料 3 : 第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について</li> <li>・ 資料 4-1 : よこはまテレビ・プッシュのご案内について</li> <li>・ 資料 4-2 : よこはまテレビ・プッシュのご案内についてチラシ</li> </ul>